

大和市公告第8号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第2項の規定において準用する同法第62条第1項の規定により、国土交通大臣から座間都市計画道路事業の事業計画の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、同条第2項の規定により、当該図書の写しを次のとおり公衆の縦覧に供する。

平成30年1月31日

大和市長 大 木 哲

1 都市計画事業の種類及び名称

座間都市計画道路事業3・4・3号相模原二ツ塚線

2 縦覧場所

大和市街づくり計画部街づくり計画課